

学校給食における食物アレルギーの対応について

留寿都村教育委員会

1 はじめに

学校給食における食物アレルギーの対応につきましては、文部科学省の実施対応基準に基づき、本村の基本的な方針や基準を定め、希望する保護者に対し実施しています。本村における対応基準は次のとおりです。

2 本村の学校給食における食物アレルギー対応の考え方

- アレルギー対応を希望する場合は原則学校生活管理指導表の提出を求めます。
- アレルギーの判断を行う場合には、医師の診断を基に行います。
- アレルギー対応は原則除去食の提供により実施します。
(※ 学校給食で対応できない場合は弁当を持参していただきます。)

3 アレルギー対応の流れ

① 保護者からの申請

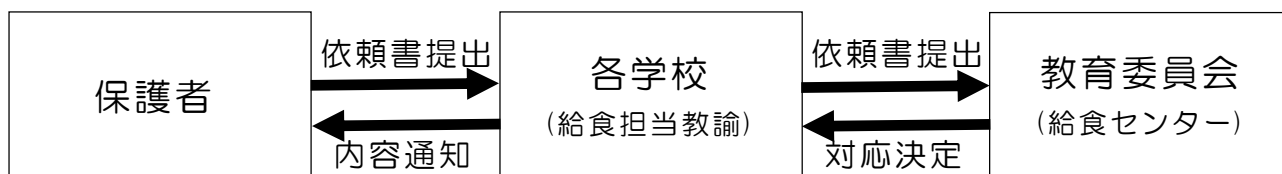
学校給食においてアレルギー対応を希望する保護者は、毎年（2月下旬頃）依頼書及び学校生活管理指導表（別紙）を学校へ提出する。

② 学校との面談

各学校で学校給食担当教諭等と個別に面談を行い、内容を確認する。

③ アレルギー対応の決定

各学校から教育委員会へ依頼書を提出し、教育委員会で実施の可否の判断を行う。その後、個別の対応内容を確認の上、対応方法を決定し学校へ通知する。



4 対応の見直し（変更がある場合）

前回の依頼書提出以降、主治医から対応内容の変更指示（アレルギーとなる食品の変化、症状の軽快、新たな症状の出現等）があった場合はすみやかに依頼書及び学校生活管理指導表を各学校へ提出します。

5 その他

管理指導表に係る費用は保護者負担となります。（ただし、留寿都診療所で証明を受けた場合には無料となります。詳細は留寿都診療所へお問い合わせ下さい。）なお、就学支援制度の対象の方については対象費用の補助があります。